

専用水道に係る留意事項について

水道法の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から県及び保健所設置市の事務であった専用水道に係る事務が、県及び全ての市の事務に変更されました。

各市に設置される専用水道の各種手続き等については、各市の担当部署にお問合せ願います。

（町村管内の施設については、県（保健所）で事務を取り扱います。）

目次

留意事項

法令編	-----	1
罰 則	-----	1 1
通知編	-----	1 2

資料集

(参考) 法第 20 条第 3 項に規定する登録検査機関	-----	1 6
専用水道（新設、増設、改造）確認申請書	-----	1 7
給水開始前届	-----	1 8
確認申請書記載事項変更届	-----	1 9
業務委託（終了）届	-----	2 0
専用水道技術管理者設置届	-----	2 1
専用水道廃止届	-----	2 2
水質基準に関する省令	-----	2 3
水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、 検査の回数、検査の省略の可否	-----	2 6

法 令

専用水道 とは

■ 101人以上の人の居住に必要な水を供給するもの

■ 一日最大給水量が20m³を超えるもの

のいずれかに該当する施設は専用水道となります（水道法(以下「法」という。)第3条第6項、水道法施行令（以下「令」という。）第1条第2項、水道法施行規則（以下「規則」という。）第1条）。

ただし、次の場合は専用水道に該当しません（法第3条第6項但し書き、施行令第1条第1項）。

次の3つの条件全てに該当する場合は、
専用水道の適用から除外されます。

■ 他の水道から供給を受ける水だけを水源とする。

■ 地中又は地表に施設されている口径25mm以上の導管の
全長が1,500m以下である。

■ 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が
100m³以下である。

専用水道に該当する場合は、以下に説明する様々なことがらに注意して管理しなければなりません。

専用水道施設の工事をする場合は**あらかじめ**
知事（又は市長）の確認を受けなければなりません

専用水道施設を新たに設置したり、増設・改造工事をする場合には、事前にその施設が法に定める施設基準に適合していることについて、知事（又は市長）から確認を受けなければなりません(法第 32 条)。

確認申請の様式は岩手県水道法施行細則第 17 条に定められています（資料集参照）。また、添付書類は法第 33 条第 1 項及び第 4 項、規則第 53 条に定められています。

申請書の**記載事項に変更**が生じた場合は
速やかに**知事（又は市長）**に届け出なければなりません

申請者の住所、氏名(会社や組合の場合は事務所の所在地、名称、代表者の氏名)、水道事務所の所在地に変更があった場合は速やかに届け出る必要があります（法第 33 条第 3 項）。

専用水道施設は**施設基準に適合**

していなければなりません

確認を受ける際にもチェックされることですが、使い始めてからも法第 5 条に定める施設基準を守らなければなりません（法第 5 条、水道施設の技術的基準を定める省令）。施設基準は一般的事項から取水、貯水、導水、浄水、送水、配水の各施設ごとに細かく定められています。

工事の終わった施設を使って**給水を始める前に**

検査を行い知事（又は市長）への届出が必要です

新たに設置した水道施設や増設・改造を行った水道施設は、**給水開始前に**水質基準項目（51 項目）及び消毒の残留効果の検査と浄水能力・消毒能力、流量、圧力など施設検査を行った結果とともに、知事（又は市長）に届出でなければなりません（法第 13 条、規則第 10 条及び第 11 条）。また、この検査結果は 5 年間保存しておかなければなりません（法第 13 条第 2 項）。

なお、給水開始前届出の様式は岩手県水道法施行細則第 8 条に定められています。

水道技術管理者を置かなければなりません

専用水道設置者は、**資格を持った水道技術管理者**を置かなければなりません
(法第34条第1項で準用する法第19条第1項、令第7条、規則第14条)。

ただし、一日最大給水量が **1000 m³ 以下**の専用水道で**消毒設備以外に浄水施設がなく、かつ、自然流下で給水できるもの**の場合は、水道技術管理者は有資格者でなくても構いません (有資格者でなくとも水道技術管理者を置かなければならないことに変わりはありませんので注意してください)。

必要となる資格は、学歴と水道技術の実務経験年数により次のとおりとなります。

- (1)大学で土木工学の卒業者（経験年数3年以上）
- (2)短大、高等専門学校、旧制専門学校で土木科の卒業者（経験年数5年以上）
- (3)高等学校、中等教育学校、旧制中学校で(2)の課程の卒業者（経験年数7年以上）
- (4)大学の工学（土木工学を除く）、理学、農学、医学、薬学の卒業者
（経験年数4年以上）
- (5)短大、高等専門学校、旧制専門学校で工学（土木科を除く）、理学、農学、
医学、薬学の卒業者（経験年数6年以上）
- (6)高等学校、中等教育学校、旧制中学校で(5)の課程の卒業者（経験年数8年以上）
- (7)大学の工学、理学、農学、医学、薬学以外の課程の卒業者（経験年数5年以上）
- (8)短大、高等専門学校、旧制専門学校で(7)の課程の卒業者（経験年数7年以上）
- (9)高等学校、中等教育学校、旧制中学校で(7)の課程の卒業者（経験年数9年以上）
- (10)外国の学校で、その教育内容が(1)～(9)と同等以上のものであれば、(1)～(9)
と同様の課程の卒業者と経験年数を適用
- (11)技術士法に基づく技術士第2次試験（上下水道部門：選択科目で「上水道
及び工業用水道」を選択した場合に限る）の合格者（経験年数1年以上）
- (12)建設業法に基づく1級土木施工管理技術検定の合格者（経験年数3年以上）
- (13)国土交通大臣及び環境大臣が認定する講習を終了した者（経験年数不問）
- (14)(1)～(13)に該当しない者（経験年数10年以上）

※ 専用水道の1日最大給水量が10,000m³以下の場合、必要な実務経験年数が2分の1に緩和されます。

水道技術管理者は自らまたは他の職員を監督して
定められた**技術上の業務を担当**しなければなりません

水道技術管理者は、

- ① 水道施設が法第 5 条の施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 法第 13 条の給水開始前の水質検査及び施設検査
- ③ 給水装置の構造、材質が法第 16 条の基準に適合しているかどうかの検査
(令第 5 条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令)
- ④ 法第 20 条に定める定期及び臨時の水質検査
検査の内容などは p. 6 を参照ください。
- ⑤ 法第 21 条に定める水道業務従事者の健康診断
健康診断の検査項目などは p. 7 (上段) を参照ください。
- ⑥ 法第 22 条に定める衛生上の措置
衛生上の措置の内容は p. 7 (下段) を参照ください。
- ⑦ 法第 23 条第 1 項に定める給水の緊急停止
給水する水が健康を害する恐れがある場合は給水を停止して関係者に周知
- ⑧ 法第 37 条に定める給水停止
知事 (又は市長) の給水停止命令に従って行う給水停止

等の業務を担当します。資格者がいない場合は外部に委託することも可能ですが、受託する水道技術管理者が、本来の業務も含め受託した業務も無理なく履行できる必要があります。また、法律では水道技術管理者を設置した場合に届出の義務づけはありませんが、県の事務処理要領で様式を定めて、届出するようお願いしています。

水質検査

定期的に水質検査を行わなければなりません

毎日検査（色、濁り、消毒の残留効果）

毎月検査（11 項目）

3 ヶ月に 1 回の検査（40 項目）

専用水道設置者は、定期的に水質検査を原則として給水栓で行い、結果を **5 年間保存**しておかなければなりません（法第 34 条第 1 項で準用する法第 20 条）。

毎日検査、毎月検査は検査を省略したり、回数を減らしたりすることはできません。

3 ヶ月に 1 回の検査項目については、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下あるいは 1/10 以下であり、水源の汚染源の状況から水源水質が大きく変わる恐れが少ないときは、年 1 回又は 3 年に 1 回まで**検査回数を減らす**ことができます。

3 ヶ月に 1 回の検査項目については、過去（少なくとも連続した 5 年以上）の検査結果が基準値の 1/2 以下で原水、水源、周辺の状況を勘案して検査の必要がないことが明らかな場合は、その項目の**検査を省略**（検査自体をしない）こともできます（ただし、3 年に 1 回程度は確認のために検査をするよう通知がでています）。

どの項目がどういう条件で検査回数を減らしたり検査を省略できるのかは資料の表（p.26・27）を参照してください。

水質検査は**民間の検査機関**に委託できます

自ら水質検査ができない場合は、国土交通大臣及び環境大臣に登録した民間の検査機関に委託することができます（法第 20 条第 3 項）。県内に事務所を構える登録検査機関は p.16 のとおりです。

健康診断

定期的に**健康診断（検便）**を受けなければなりません

専用水道設置者は、水道施設において業務に従事している者及び水道施設の構内に居住している者について、概ね 6 ヶ月に 1 回、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無を検査しなければなりません（法第 34 条第 1 項に置いて準用する法第 21 条、規則第 16 条）。

検査は赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象として、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うこととされています（H15 健水発第 1010001 号厚生労働省水道課長通知）。

感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意してください（同通知）。

衛生上の措置

衛生上の措置

（水道水の**消毒**や施設の**清潔保持**など）

蛇口での**残留塩素 0.1mg/l 以上**

を心がけてください

専用水道設置者は、施設を常に**清潔に保ち**、人畜がみだりに立ち入ることができないように**柵の設置や施錠**をし、水が汚染されないようにしなければなりません。

また、給水栓における遊離残留塩素が 0.1mg/l 以上（結合残留塩素の場合は 0.4mg/l 以上）を保つよう、塩素消毒をしなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 22 条、規則第 17 条）。

緊急給水停止

供給する水が**人の健康を害する恐れ**がある場合は
直ちに給水を停止し
関係者に危険を通知しなければなりません

専用水道設置者は、専用水道から供給する水が人の健康を害する恐れがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し危険を関係者（利用者、保健所など）に周知しなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条）。

第三者委託

水道の管理に関する技術上の業務を
第三者に委託できます
委託した場合は遅滞なく**知事（又は市長）**に
届け出なければなりません

専用水道設置者は、技術上の業務を他の水道事業者や業務を適正確実に行う経理的・技術的基礎を有する者に委託することができ、委託した場合は知事（又は市長）に届け出なければなりません（法第 34 条第 1 項に置いて準用する法第 24 条の 3 第 1 項及び第 2 項）。

この委託は水道法上の責任を伴う包括的な委託であり、例えば機器の保守管理のみを委託するような私法上の委託とは異なります（このような私法上の委託の場合は知事（又は市長）への届出は不要です）。技術上の観点から一体として行われなければならない業務は一つの業者に委託しなければなりません（令第 7 条第 1 号）。

また、受託者は通常の水道技術管理者と同じ資格を持つ水道技術管理者を置かなければなりません（法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項）。

報告徴収

知事（又は市長）は専用水道設置者に対して
工事の施工状況や管理の状況について
立入検査や報告徴収をすることができます

知事（又は市長）は、工事や管理の適正を確保するため専用水道設置者に報告を求めたり、施設に立入検査を行うことができます（法第 39 条第 2 項）

実際に専用水道施設の管理状況についてアンケートや問い合わせを行うことがあります。また、水道統計調査で年 1 回、市町村を通じて専用水道の現況を調査しています。

改善の指示

知事（又は市長）は専用水道設置者に
施設の改善を指示したり、
水道技術管理者の変更を
勧告することができます

知事（又は市長）は、専用水道施設が施設基準に適合せず、使用者の健康を守るために必要と認めるときは施設の改善を指示することができます（法第 36 条第 1 項）。

また、水道技術管理者が職務を怠っており、警告してもなお継続して職務を怠った場合は、専用水道設置者に対して水道技術管理者を変更するよう勧告することができます（法第 36 条第 2 項）。

給水停止命令

知事（又は市長）は専用水道設置者が
改善指示に従わない場合は
給水停止を命じることができます

知事（又は市長）は、専用水道設置者が法第 36 条の定めによる改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命じることができます（法第 37 条）。

罰 則

3年以下の懲役または300万円以下の罰金となる事項（法第52条）

- ・ 法第23条第1項違反（供給する水が人の健康に被害を及ぼす恐れがあるにもかかわらず給水を停止せず、関係者に周知しなかった）

1年以下の懲役または100万円以下の罰金となる事項（法第53条）

- ・ 法第19条第1項違反（水道技術管理者を設置しなかった）
- ・ 法第37条違反（知事（又は市長）の給水停止命令に従わなかった）

100万円以下の罰金となる事項（法第54条）

- ・ 法第20条第1項違反（水質検査を実施しなかった）
- ・ 法第21条第1項違反（健康診断を実施しなかった）
- ・ 法第22条違反（施設の清潔保持、人畜侵入防止の措置、塩素消毒をしなかった）
- ・ 法第32条違反（知事（又は市長）の確認を受けずに専用水道の工事をおこなった）

30万円以下の罰金となる事項（法第55条）

- ・ 法第24条の3第2項違反（業務委託の届出を知事に出さなかった）
- ・ 法第39条第2項違反（知事（又は市長）の行う報告徴収や立入検査を拒んだり、報告しなかったり、虚偽の報告をした）

通 知

通知とは、法律の運用について国の考え方を具体的に示したものです。

法律と違い罰則の適用はありませんが、法律を守る上で必要となることや参考となることが盛り込まれています。水道法関係だけでも多くの通知がありますが、重要と思われるものを解説します。

塩素消毒でも死なない病原性原虫 クリプトスポリジウムやジアルジア の汚染に気をつけましょう

塩素消毒でも死なないクリプトスポリジウムやジアルジアなどの原虫は北上川などでも見つかっています。これらの原虫は、人間を含む動物の消化器内で繁殖し糞便と共に排出されます。したがって、人間を含む動物のし尿やこれを処理した排水が流れ込む川などは、これらの原虫に汚染されている可能性があります。

この原虫が感染すると腹痛を伴う水様下痢が3日から一週間続き、嘔吐や発熱を伴うこともあります。

国からの通知の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」では、水源ごとに汚染の恐れをレベルごとに判断し、対策を講ずるよう定めております。

【リスクレベルと対策等】

リスク レベル	原水の種別等	対策	クリプトスポリジウム等の検査頻度			
			対策済みの場合		未対策の場合	
			クリプトスポリジウム等	指標菌	クリプトスポリジウム等	指標菌
レベル4	地表水である原水から指標菌が検出されている場合	ろ過地の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備	水質検査計画に基づき検査	水質検査計画に基づき検査	1回/3月以上	1回/1月以上
レベル3	レベル4に該当しない、伏流水、井戸水であって、原水から指標菌が検出されたことがある場合	ろ過地の出口濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過設備 紫外線処理設備				
レベル2	原水から指標菌が検出されていない場合	—	—	1回/3月以上	—	1回/3月以上
レベル1	被圧地下水のみを取水しおり、かつ、原水の水質検査結果から地表水が混入していないことが確認できる井戸	—	—	1回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）	—	1回/年（大腸菌、トリクロエチレン等の地表からの汚染の可能性を示す項目）

指標菌とは、大腸菌、嫌気性芽胞菌をいいます

水源の水についても
年 1 回は全項目検査を実施して
水源の状況把握に努めましょう

国からの通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」では、全ての水源について水質がもっとも悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年 1 回は定期的に全項目検査（消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒドの 11 項目を除く 40 項目）を実施し、記録を保存することとしています。水源の水質悪化は浄水の水質悪化に繋がります。クリプトスポリジウム汚染の恐れも含めて、水源の検査は転ばぬ先の杖です。

水質検査結果が
基準を超えたり、基準を超えそうになった場合は
保健所に知らせてください

県は「水道水質検査結果等の報告について」（H7.3.7 付衛薬第 955 号）の通知で、水質基準に不適合となった場合のほか、水質基準の 70%を超えた場合についても報告をいただくこととしています（基準の 70%を超えた場合は、汚染が進行している可能性があるとの理由です）。

これらのデータは水源や浄水施設の異常を示すものですので、素早い対応のためにも報告をお願いします。

※ 通知中の「1 水道水質検査実施計画書」の報告及び「2 水道水質検査実施報告書」は、H16.4.6 環保第 21 号により削除されております。

これらのデータは水源や浄水施設の異常を示すものですので、素早い対応のためにも報告をお願いします。

水質事故や災害により水質異常が
発生した場合は保健所に知らせてください。

県では飲料水を原因とする健康被害等に適切に対応するために「岩手県飲料水健康危機管理実施要領」（H13.3.23 付環保第 739 号）を策定しています。

水質事故や災害等で水質に異常が生じた場合には、この要領に基づき保健所に知らせてください。

消毒薬として使用される
次亜塩素酸ナトリウムの**適正購入**
適正保管に努めましょう

国からの通知「次亜塩素酸ナトリウム等水道用薬品の使用に当たっての留意事項について」では、次亜塩素酸ナトリウムの購入時に臭素酸の含有量を確認することや、長期間の保管及び高温での保管を避けるよう定めています。

次亜塩素酸ナトリウムを高温下で長期間保管すると、塩素酸や臭素酸が生成されたり、消毒能力が低下しますので、適正な保管管理をお願いします。

石綿セメント管など、

水道施設に石綿を使用している場合は、

計画的に代替作業を行い、石綿の使用状況等を

代替作業を行う者に通知しなければなりません

国からの通知「石綿障害予防規則の施行について」では、石綿撤去作業等における石綿ばく露防止対策について定めています。

事業者は、石綿が建材として使用されている水道関係施設や、石綿セメント管などは、計画的に代替する必要があります。また、代替や解体に従事する作業員の石綿ばく露を防ぐためにも、石綿の使用状況について作業員に通知するよう努めなければなりません。

(参考) 法第 20 条第 3 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関

(岩手県内に事務所を置く検査機関)

名称	住所	電話番号
一般財団法人岩手県薬剤師会 検査センター	〒020-0125 盛岡市上堂 3 丁目 17-37	019-641-4401
株式会社江東微生物研究所 盛岡営業所	〒020-0891 矢巾町流通センター南 3 丁目 2-17	019-614-0127
株式会社大東環境科学 総合技術センター	〒028-3621 矢巾町大字広宮沢 1-265	019-698-2671
日鉄環境株式会社 釜石センター	〒026-8567 釜石市鈴子町 23-15	0193-22-2141
エヌエス環境株式会社 盛岡支店	〒020-0122 盛岡市みたけ 4-3-33	019-643-8911
株式会社 EYS	〒023-0889 奥州市水沢字高屋敷 24-1	0197-24-4244

細則様式第 17 号
(細則第 17 条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

水道事務所の所在地

専用水道（新設、増設、改造）確認申請書

水道法第 32 条の確認を受けたいので、同法第 33 条第 1 項に規定する書類を添えて、
申請します。

細則様式第 7 号
(細則第8条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

給 水 開 始 前 届

水道法第13条第 1 項（水道法第31条において準用する同法第13条第 1 項・水道法
第34条において準用する同法第13条第 1 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道事業（水道用水供給事業・専用水道）の名称
- 2 給水開始予定年月日
- 3 水質検査及び施設検査の結果

細則様式第 18 号
(細則第18条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

確 認 申 請 書 記 載 事 項 変 更 届

水道法第33条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 専用水道の名称
- 2 変更の内容

細則様式第 11 号
(細則第11条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

申請者 住所

氏名

〔法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名〕

業 務 委 託 (終 了) 届

水道法第24条の3第2項(水道法第31条において準用する同法第24条の3第2項・水道法第34条において読み替えて準用する同法第24条の3第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 水道事業者(水道用水供給事業者、専用水道の設置者)の氏名又は名称
- 2 水道管理業務受託者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 受託水道業務技術管理者の氏名
- 4 委託した業務の範囲
- 5 委託期間
- 6 委託に係る契約が効力を失った理由

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所

氏名

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

専用水道技術管理者設置届

水道法第 34 条第 1 項において準用する第 19 条に規定する水道技術管理者を設置
しましたので、次のとおり届け出ます。

1 専用水道の名称

2 水道技術管理者の氏名

3 2 に掲げる者の水道実務経験 年 ヶ月

注 履歴書等の水道技術管理者たる資格を有することが確認できる書類を添付
すること。

年 月 日

岩手県 保健所長 様

申請者 住所

氏名

（法人又は組合にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに代
表者の氏名）

専 用 水 道 廃 止 届

専用水道を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止した専用水道の名称
- 2 廃止年月日
- 3 廃止の理由及び廃止後の生活用水等の獲得方法

水質基準に関する省令

○厚生労働省令第 101 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水質基準に関する省令

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき環境大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

1	一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/1 以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/1 以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1 以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1 以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/1 以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/1 以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/1 以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/1 以下であること。（平成 20 年 4 月 1 日から適用）
22	クロロ酢酸	0.02mg/1 以下であること。
23	クロロホルム	0.06mg/1 以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1 以下であること。
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/1 以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/1 以下であること。

27	総トリハロメタン（クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、ブロモジクロロ メタン及びブロモホルムのそれぞれの 濃度の総和）	0.1mg/1 以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1 以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1 以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/1 以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1 以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/1 以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/1 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1 以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/1 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/1 以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/1 以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1 以下であること。
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジ メチルナフタレン-4a (2H)-オール（別 名ジェオスミン）	0.00001mg/1 以下であること。
43	1, 2, 7, 7,-テトラメチルビシクロ [2, 2, 1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メ チルイソボルネオール）	0.00001mg/1 以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1 以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/1 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/1 以下であること。
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5 度以下であること。
51	濁度	2 度以下であること。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第2条 水質基準に関する省令（平成4年厚生労働省令第69号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/l」とあるのは「0.00002mg/l」とする。

附 則（平成19年11月14日厚生労働省令第135号）

この省令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日厚生労働省令第174号）

この省令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月17日厚生労働省令第18号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月28日厚生労働省令第11号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日厚生労働省令第15号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月2日厚生労働省令第29号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日厚生労働省令第38号）

(施行期日)

第1条 この省令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日厚生労働省令第65号）

(施行期日)

第1条 この省令は、令和6年4月1日から施行する。

水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
-	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物				注4のとおり
7	ヒ素及びその化合物				注3のとおり
8	六価クロム化合物	不可			注4のとおり
9	亜硝酸態窒素				不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	一定の場合可 ^{注1}		不可	注3のとおり 注3のとおり(海水を原水とする場合不可) 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			注2のとおり	
12	フッ素及びその化合物				
13	ホウ素及びその化合物				
14	四塩化炭素				
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランスジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				注3のとおり(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	ブロモジクロロメタン				
30	ブロモホルム				

31	ホルムアルデヒド	不可	概ね 3 月に 1 回以上	不可	不可
32	亜鉛及びその化合物			注 2 のとおり	注 4 のとおり
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注 1}			注 3 のとおり
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン		概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 のとおり	注 3 のとおり
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね 1 月に 1 回以上(先の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
43	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注 1}	概ね 3 月に 1 回以上	注 2 のとおり	注 3 のとおり
45	フェノール類				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね 1 月に 1 回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね 3 月に 1 回以上とすることが可	不可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注 1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注 2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去 3 年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 5 分の 1 以下であるときは、概ね 1 年に 1 回以上と、過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 10 分の 1 以下であるときは、概ね 3 年に 1 回以上とすることができる。

注 3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注 4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。